

『横浜市強靱化地域計画（素案）～強靱化に関する取組の方向性～』 市民の皆様からの意見を募集します

募集期間：平成30年10月12日(金)～11月26日(月)

国土強靱化とは、自然災害が発生する度に、長期間をかけて復旧復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策をあらかじめ総合的かつ計画的に実施することで、様々な自然災害が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるよう「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作り上げていこうというものです。

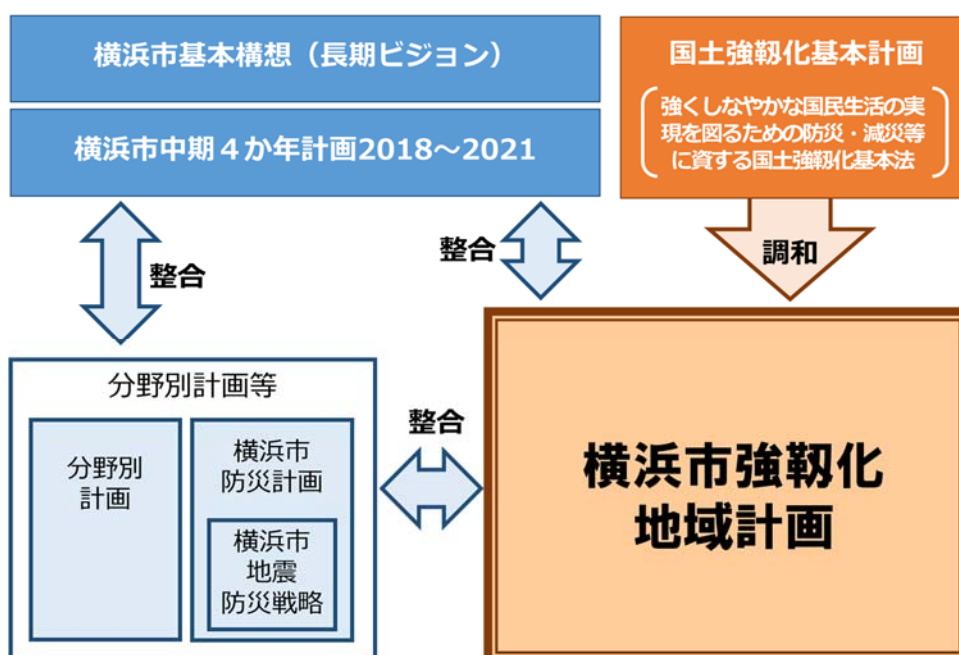
このような考え方のもと、国では、平成25年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」。）」を制定するとともに、平成26年に「国土強靱化基本計画」を策定しています。

このような動きを踏まえ、本市においても、市域における国土強靱化を推進するため、基本法第13条に基づき、国土強靱化に関する取組の方向性を示すものとして、「横浜市強靱化地域計画（素案）」をとりまとめました。

横浜市強靱化地域計画(素案)の特徴

- 様々な自然災害を想定して設定した37の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、本市の現在の取組の脆弱性を分析し、課題等を明らかにした上で、今後必要となる取組の方向性を総合的に検討し、とりまとめました。
- 公共施設の保全・更新や、地域における見守り活動の支援など、強靱化につながる平時からのハードとソフトの取組を幅広く位置づけました。

横浜市強靱化地域計画の位置付け



計画策定の流れ

①基本目標の設定

国土強靱化基本計画に掲げられた基本目標及び地方自治体としての役割等を踏まえて、次の4つの「基本目標」を設定

- 1 人命の保護が最大限図られる
- 2 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

②事前に備えるべき目標の設定

4つの基本目標をもとに、様々な自然災害を想定して、達成すべき、より具体的な目標として、次の9つの「事前に備えるべき目標」を設定

- ① 大規模自然災害が発生したときでも**人命の保護が最大限図られる**
- ② 大規模自然災害発生直後から**救助・救急、医療活動等が迅速に行われる**
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③ 大規模自然災害発生直後から**必要不可欠な行政機能を確保する**
- ④ 大規模自然災害発生直後から**必要不可欠な情報通信機能を確保する**
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、**経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない**
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、**生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る**
- ⑦ **災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できるよう、環境を整備する**
- ⑧ **制御不能な二次災害を発生させない**
- ⑨ 大規模自然災害発生後であっても、**地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する**

③起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

9つの事前に備えるべき目標をもとに、国が策定した「国土強靱化基本計画」も踏まえ、横浜市
の地域特性や近年の災害において新たに認識された課題等を考慮し、37の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定

- 例
- ・住宅や多数の者が利用する建築物等の倒壊等による多数の死傷者の発生（1-1）
 - ・風水害（河川の氾濫、市街地の大規模浸水等）による多数の死傷者の発生（1-4）
 - ・道路被害による道路交通網の分断（6-2）
 - ・避難所開設・運営における住民自主運営体制の不備、女性の視点からの対策が不十分である等により、避難所の生活環境が悪化する事態（7-3）

④脆弱性評価

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、現在、実施している取組の脆弱性を分析・評価し、対応すべき課題などを明確化

《評価結果の一例》

◇事前に備えるべき目標6

「大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る」

リスクシナリオ（6-2） 道路被害による道路交通網の分断

【課題例】

- 発災時における重要拠点となる区役所や消防署などの施設への通行機能を確保するため、**優先度の高い場所から無電柱化を推進**していくことが必要



無電柱化前



無電柱化後

◇事前に備えるべき目標7

「災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できるよう、環境を整備する」

リスクシナリオ（7-3） 避難所開設・運営における住民自主運営体制の不備、女性の視点からの対策が不十分である等により、避難所の生活環境が悪化する事態

【課題例】

- 地域防災拠点の運営に女性の視点が一層取り入れられるように、女性の参画の重要性について啓発を進めていくなど、**男女共同参画の意識醸成**が必要

⑤「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための取組の方向性の検討・とりまとめ

脆弱性の分析・評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために今後必要となる取組の方向性を検討・とりまとめ

- 例
- ・公共建築物における天井脱落対策、外壁・サッシ等の非構造部材の耐震化の迅速な推進（1-1）
 - ・市民や来街者等への正確かつ迅速な災害情報の伝達等による「逃げ遅れゼロ」の実現（1-4）
 - ・橋梁の耐震補強、無電柱化、路面下空洞調査等、災害時における緊急輸送路の通行機能確保に向けた取組の推進（6-2）
 - ・女性の視点を十分反映させるための女性参画の推進、外国人等への配慮やペット同行避難者の受入れ及び支援など、安全・安心な避難所運営に向けた取組の推進（7-3）

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための取組の方向性

表の見方

9つの「事前に備えるべき目標」

37の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」◇

◇：脆弱性評価において見直し・拡充・促進等の必要があるとされ、重点的に推進する取組を含むリスクシナリオ

○「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための取組の方向性の代表例

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 住宅や多数の者が利用する建築物等の倒壊等による多数の死傷者の発生◇

- 住宅や多数の者が利用する民間建築物等の耐震化の促進
- 地域における避難経路確認の推奨、避難路や通学路などの安全確保の推進
- 公共建築物における天井脱落対策、外壁・サッシ等の非構造部材の耐震化の迅速な推進

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生◇

- 耐火性の高い建築物への建替えの促進、延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路の整備など、まちの不燃化の推進
- 感震ブレーカーの設置による出火防止の推進、初期消火器具の設置とそれに伴う訓練実施による地域の防災力向上

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生◇

- 速やかに避難していただけるよう、災害情報の正確かつ迅速な提供及び自治会町内会における防災訓練の機会を通じた啓発等の推進
- 海岸保全基本計画に定めた津波・高潮に対する港湾・漁港区域の対策の推進

1-4 風水害（河川の氾濫、市街地の大規模浸水等）による多数の死傷者の発生◇

- 河川、下水道、公園緑地、道路など、まちづくりと連動した流域全体での総合的な浸水対策の推進
- 市民や来街者等への正確かつ迅速な災害情報の伝達等による「逃げ遅れゼロ」の実現

1-5 がけ崩れ等の土砂災害による多数の死傷者の発生や造成宅地の崩壊等による人身被害の発生

- がけ地所有者等に対する継続的な働きかけや工事費用の助成など、がけ地対策の推進

1-6 避難指示等の発令の遅れ、情報伝達の不十分等による避難行動の遅れなどでの多数の死傷者の発生◇

- 発災時の状況に応じた避難判断・行動ができるよう、幅広い世代への防災教育の充実、自治会等に対する研修の機会の提供、様々な機会を活用した広報・啓発の推進
- 防災スピーカーの増設などによる災害情報の伝達手段の強化・多様化等の推進、及び横浜市防災情報Eメール等の登録者増加に向けた取組の促進

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

（それがなされない場合の必要な対応を含む）（1/2）

2-1 物資輸送・集積拠点の被災、配送能力の不足や配送ルートの途絶により、物資の滞留等が発生し、食料・飲料水等、生命に関わる物資が市民に適切に供給できない事態◇

- 地域防災拠点や方面別備蓄庫に備蓄している発災初期に必要な物資の適切な維持・管理・更新
- 様々な機会を通じた広報・啓発による各家庭1人最低3日分の備蓄の促進
- 都市計画道路の整備や橋梁等の耐震補強、沿道建築物の耐震化などによる物資供給ルートの多重性確保の促進

2-2 消防の被災等による消火・救助・救急活動等の絶対的不足、行方不明者捜索の難航、広域災害における広域連携・支援の拠点としての役割が達成できない事態◇

- 消防本部庁舎の整備、消防団員の確保と災害対応能力向上、消防隊等の車両・資機材の整備等を通じた救急・救助活動能力の強化
- 首都圏における大規模災害の発生を想定した広域応援活動拠点の確保の推進

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- 非常用発電機等の整備、燃料備蓄の継続的な実施

目標 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む) (2/2)

2-4	帰宅困難者等への支援不足による被害の拡大
	○帰宅困難者一時滞在施設の拡充や、水・食料・情報提供等の支援の取組の推進 ○外国人や来訪者等への情報提供等の充実
2-5	車中泊避難等の多数発生による健康被害の発生◇
	○車中泊による健康被害発生リスクの周知等、車中泊避難等の発生抑制と早期解消
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺◇
	○災害拠点病院におけるBCP(事業継続計画)の策定支援 ○災害拠点病院におけるヘリコプター搬送拠点と船舶搬送拠点の指定、災害派遣医療チーム(DMAT)の参集・活動・広域医療搬送に関する訓練の継続的な実施
2-7	被災地における疾病・感染症等の大規模発生
	○下水直結式仮設トイレ(災害用ハッコトイレ)の整備及び適切な使用方法の普及・啓発、医療救護体制の充実化など、疾病・感染症等の大規模発生・拡大防止に向けた取組の推進

目標 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する

3-1	市役所及び区役所の機能不全
	○発災後72時間の災害対策本部の運営に必要な予備電源等の確保、地域防災拠点の開設支援に必要な備蓄の推進 ○市災害対策本部運営訓練の実施等を通じた災害対応力の強化
3-2	電話、通信回線の被害 ^{ふくそ} 輻輳等により災害・被害情報の収集が困難となり、初期の情報発信を適切に実施できない事態
	○防災行政用無線等の安定運用の確保、既存設備を活用した災害情報の伝達手段の強化・多様化等の推進
3-3	市職員等の被災や長期かつ大量の災害業務の増加、惨事ストレスなどに伴う心身の不調による行政機能の大幅な低下
	○「災害時の職員の健康管理の手引」の職員への普及・意識啓発の推進、確実なケア体制の構築に向けた検討の推進

目標 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する

4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	○災害に強い通信機能のさらなる確保・多重化の推進
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により、災害情報が必要な者に伝達できない事態
	○災害情報の伝達手段の強化・多様化等の推進

目標 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1	企業の被災に伴う事業継続不能、社会活動に必要なエネルギー供給の停止等による企業の生産力低下及び企業の市外流出
	○民間企業のBCP(事業継続計画)策定支援、災害時における中小企業等への緊急相談窓口の設置
5-2	港湾施設、船舶の被災等による港湾機能、海上交通・輸送機能の停止◇
	○港湾施設の耐震化、関係機関や事業者を含めた防災訓練の実施等の港湾機能の維持・早期復旧を目指した取組の促進 ○消防艇及びヘリコプターの更新・整備等による港湾消防力の強化
5-3	緊急輸送道路網の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止◇
	○緊急輸送路等の多重化、橋梁等の耐震補強、無電柱化、道路と鉄道の立体交差化等、通行機能確保の推進 ○沿道建築物の耐震化等による緊急輸送路などの確保の促進

目標 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る(1/2)

6-1	電力・ガス・上水道・下水道などのライフラインや、廃棄物処理等の機能停止の長期化
	○上水道に関する基幹施設の再整備、送・配水管の耐震化の推進 ○下水道施設の再整備や耐震化等の推進、再生可能エネルギーを活用した非常用電源の確保 ○廃棄物処理施設の強化、災害廃棄物処理計画の具体化・充実化の推進

目標 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る(2/2)

6-2 道路被害による道路交通網の分断◇

- 橋梁の耐震補強、無電柱化、路面下空洞調査等、災害時における緊急輸送路の通行機能確保に向けた取組の推進
- 都市計画道路などの整備によるミッシングリンクの解消、道路ネットワークの多重性の向上

6-3 鉄道被害等による鉄道交通網の分断、広域的な基幹交通の機能停止

- 鉄道施設の耐震化、鉄道ネットワークの強化

目標 7 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できるよう、環境を整備する

7-1 市民・地域・事業者の共助体制が機能せず、避難所設置、避難支援や発災直後の救助活動が不足する事態

- 市民防災意識の向上に向けた防災教育の充実や横浜市民防災センターのさらなる活用
- 地域における見守り活動や地域活性化につながる取組の推進、地域の担い手育成などによる地域コミュニティのさらなる強化

7-2 災害時要援護者（配慮を要する高齢者、障害者、乳幼児など）への地域の支援が不足する事態◇

- 災害時要援護者名簿を活用した、地域における自主的な支えあいの取組の推進
- 福祉避難所のさらなる確保、円滑な開設・運営に向けた取組の推進

7-3 避難所開設・運営における住民自主運営体制の不備、女性の視点からの対策が不十分である等により、避難所の生活環境が悪化する事態◇

- 女性の視点を十分反映させるための女性参画の推進、外国人等への配慮やペット同行避難者の受入れ及び支援など、安全・安心な避難所運営に向けた取組の推進

目標 8 制御不能な二次災害を発生させない

8-1 市街地での大規模火災の発生◇

- 耐火性の高い建築物への建替えの促進や延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路の整備など、まちの不燃化の推進
- 感震ブレーカーの設置による出火防止の推進、初期消火器具の設置とそれに伴う訓練実施による地域の防災力向上

8-2 沿線・沿道の建築物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺、余震等による被災建築物の倒壊・部材の落下、擁壁の転倒等による二次被害の発生

- 被災建築物応急危険度判定士等の養成講習会及び判定士登録の制度周知と継続的な広報の実施

8-3 石油コンビナートの火災等二次災害の発生

- 自衛防災組織等と消防隊が一体となった防災訓練の実施による災害活動体制の強化

8-4 有害物質の大規模拡散・流出

- 災害発生時の有害物質流出の事前対策として、環境法令等に基づく事業者への継続的な指導・啓発の実施
- 発災後に流出した有害物質の感知や迅速に対応できる体制の確保・整備

目標 9 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する(1/2)

9-1 復興体制及び復興計画策定の遅れにより、復旧復興が大幅に遅れる事態

- 発災時における迅速な震災復興本部の設置と震災復興基本計画の策定

9-2 復興まちづくりなどの復旧復興を担う人材及び資機材の不足等により、復旧復興が大幅に遅れる事態

- 地域まちづくり活動、災害ボランティアコーディネーターの育成、市内中小企業の活性化の取組等を通じた平時からの復旧復興における人材の育成
- 復旧復興にかかる資機材確保に向けた関連団体や事業者との連携強化のさらなる推進、及び復興の時期に応じた入札方式の適用と状況に応じた不調対策の実施

9-3 被害認定調査、罹災証明発行、仮設住宅の供給等の業務の遅れによる生活再建の遅れ、地域コミュニティの喪失

- 建物被害認定調査の実施及び罹災証明発行の円滑な実施に向けた被災者支援システムの適切な運用と、研修等の継続的な実施

あなたのご意見をお聞かせください！

～パブリックコメントを実施します～

期間：平成30年10月12日(金)から11月26日(月)まで

パブリックコメントは、市の計画などの案が具体化した段階で広く公表し、市民の皆様から意見や提案を求め、それらを考慮して意思決定を行うものです。

●いずれかの方法でご意見をお寄せください。

郵送 下記のはがきをご利用ください。

FAX 045-663-4613

電子メール ss-resilience@city.yokohama.jp

ホームページ投稿フォーム

(下記、政策局ホームページより、ご利用ください。)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/seisaku/resilience>



直接ご持参

受付時間：土日祝日を除く、午前8時45分～午後5時

◇特に様式は定めていませんが、①住所②氏名③本件に関する意見の3点は、必ずご記入ください。

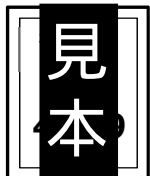
✂ 切り取り

料金受取人払郵便

郵便はがき

231-8790

017



差出有効期間
平成30年

11月26日まで
(郵便切手不要)

横浜市中区港町1-1

横浜市政策局政策課

横浜市強靱化地域計画担当 行



ご住所	〒	—
お名前		

●「横浜市強靱化地域計画（素案）」

本編は次の場所でご覧いただけます。

- ・各区役所広報相談係
- ・市民情報センター（市庁舎1階）
- ・政策局ホームページ

（上記のアドレスをご参照ください。）

<注意>

- ・いただいたご意見の結果は、横浜市の考え方を整理したうえで、後日公表します。
- ・ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見はお受けできません。また、ご提出いただいたご意見への個別の回答は行いません。あらかじめご了承ください。
- ・ご意見の提出に伴い取得した住所氏名等の個人情報「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

お問い合わせ 政策局政策課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話：045-671-3126

FAX：045-663-4613

